

令和5年度第2回 さいたま市文化財保護審議会 議事録（概要）

1 日 時 令和5年10月13日（金） 13時30分から16時30分まで

2 場 所 西会議棟第6会議室

3 出席者名

【委員】

所 属 等	分 野	氏 名	役 職
立教大学名誉教授	歴史資料	老川 慶喜	
目白大学講師	天然記念物	小茂田 美保	
日本考古学会協会会員	考古・史跡	笹森 紀己子	
元埼玉県立文書館副館長	古文書・歴史資料	重田 正夫	
元埼玉県立民俗文化センター所長	彫刻・工芸品	内藤 勝雄	会長
女子美術大学染織文化資源研究所研究員	保存修復	長井 まみ	
元埼玉県立高校教諭	天然記念物	成谷 俊明	
日本工業大学名誉教授	建造物	波多野 純	
元埼玉県立文書館司書主幹	古文書	原 由美子	副会長
國學院大學名誉教授	無形・民俗	茂木 栄	
日本大学教授	考古・史跡	山本 孝文	
芝浦工業大学名誉教授	建造物	渡辺 洋子	

【事務局】

所 属 名	職 名	氏 名
生涯学習部	部長	辻 美由紀
文化財保護課	課長	柴田 崇
文化財保護課	課長補佐	澤柳 秀実
文化財保護課 文化財保護係	係長	磨田 顕寛
文化財保護課 文化財保護係	主任	菊地 慶徳
文化財保護課 文化財保護係	主事	姫野 諒太郎

4 欠席者名

【委員】

所 属 名	分 野	氏 名
埼玉県立近代美術館主任専門員兼学芸員	絵画	大越 久子
埼玉大学准教授	歴史資料	清水 亮

元埼玉県立歴史と民俗の博物館学芸主幹	無形・民俗	三田村 佳子
--------------------	-------	--------

5 議 事

(1) 諮問事項

第1号 「奥瀬アトリエ」の指定等について

6 公開・非公開の別 非公開

7 協議内容 下記のとおり

記

(1) 諮問事項

第1号 「奥瀬アトリエ」の指定等について

- ・部長より諮問書を会長に提出
- ・事務局より説明（資料4ページから）
- ・以下のような協議がなされた。

（事務局）

所有者の事情によって、現在、高砂4丁目に位置している建造物が、令和5年の12月までに解体を余儀なくされているということがあり、今回の臨時での会議で今後どのようにしていくかなどご意見をいただくため、建造物が解体される前に審議会を開催すべきであるということから開催するに至った。

また、本件については、紹介議員を通じて、10月10日付で要望書が提出されている。今回の緊急事態において、解体部材を取りおいてでも、将来しかるべき時、しかるべき場所に移築し保存活用する術を模索していく必要があるが、その第一段階として市の文化財に指定して保存を図るべきと考えている。

奥瀬アトリエについては、県でまとめた埼玉県近代和風建築調査報告書の最初に取り上げられているほか、日本工業大学建築学部の安野氏からもその貴重性について、より詳細な内容の説明がなされている。

○建造物担当委員からの意見

（渡辺委員）

資料10ページ。この青図で描かれている比較的整った形の建造物の部分が、今回保存しようという対象になっているところで、埼玉県の近代和風建築調査による報告が出されている。青図の時と現状を比べると、少し違いがあることがわかる。いくつか増築が見られる

が、基本的に旧態をよく留めている。非常に優秀な建造物だが、維持が大変だということで、私たちが含めいろいろと考えた。浦和画家の建造物が他にどれだけ残っているのかということも、事務局の方で調べて、今建造物が残っている可能性があるものが奥瀬アトリエの他に、4件確認された。ただ、鹿島台にあるのは奥瀬アトリエだけだ。建造物の価値の評価として、古いものを残そうということから古いものから拾っていくと、この中で高田誠の住宅というのが奥瀬アトリエと同じ昭和5年なので、非常に貴重なものだと考える。こういう建物がまた残っているので、今後視野に入れて考えてみる必要があると思っている。

そうした中で奥瀬アトリエが何故今回指定に値するかという点については、富永襄吉という有名な建築家が、アトリエとして最初から建築したということが大きい。現存している可能性がある他の建物に比べると、そこどころで少し価値があるというふうに考える。ちなみに「落合のアトリエ村」とかは、点であるものをつなげて、保存するという考え方をしている。群としての指定という考え方もまた、視野に入れていきたいところだ。

(波多野委員)

大変魅力的な建造物だ。それは何かというと奥瀬英三氏が亡くなって50年になるが、今絵を描いていたような雰囲気のまま、今でも残っている。継承者の方が、ものすごく丁寧に昔の雰囲気を維持してきている。広いアトリエなので普通だったら、2階に床をつくり、一部屋増やすなんていうのが一般的だが、そういうことしないでよく維持している。そういう状況だが今壊さなければならなくなった。その時に、重機を入れてパシャと壊してしまえば、簡単に数百万で済むが、そうはしないで、何とかこれを再建する道を探るところまで、所有者自身も考えているのでこんなありがたい話はない。さいたま市が解体した部材を保管する場所を用意する予定となっているが、その先がまだ見えてない。できれば浦和の高台の公園の中か何かに移築をして、絵も一緒に飾ってという、まさに浦和画家としての文化的な継承ができれば、一番いいと思う。ただ、今指定せず、解体後に部材だけ指定するのはなんとも心細い。そのためまずここで指定して、指定した建物が取り壊されたけれど、部材は残っているというかたちで、何とか物語をつなげていきたい。そういうわけで緊急なお願いとなった。お金だけの理由で話が途中で立ち消えにならないように、ずっとちゃんと続いていくことが一番大事だと思っている。しかも建築の立場だけでなく、浦和の文化の代表であるから、そういう意味でそれが残っていることが大事。また、建物だけでなく、絵もずっと残っている。しかもそれが今でも飾ってあるので、その辺も踏まえてこの価値を認めただけだとありがたい。

○以下協議

(内藤会長)

奥瀬アトリエと呼んでいるがアトリエの部分だけを言っているのか、奥瀬家全体の屋敷のことを言っているのか、混同しているように思う。今日のこの指定も、アトリエ部分を指定するのか。建築物全部を指定するかによって違うと思う。

来月解体が迫っているのに対して、その費用に関しても、ただ解体する費用と再建する予定の場合の解体費用は大きく違うと思う。再建することを予定しているのであれば、柱一本一本に番号をつけてやっていくことになるだろう。所有者の方では、どちらの費用で見積もってやるのか。

個人的な意見として、建築というのは立っていて成り立つものと思う。それが部材になってしまったら、果たしてそれを、奥瀬アトリエと呼んでいいのかどうか、今回のこの指定も、奥瀬アトリエを指定するのか、極端に言えば、奥瀬家建築資材とか部材とか、そういう名前にするのか、そこら辺も検討しないといけない。

例えば今日指定しましょうという結論が出る。そうすると指定文化財を解体してしまっただけというのが一つ。そういうことを、委員の先生方の念頭に置いて考えていただかないと非常に具合悪いと思う。今日結論を出したいというような事務局の考え方があろうが、結論を出して指定する場合に、解体前に指定されたら解体費用はどちらに負担が来るのか。解体した後に指定するのだとしたら、今度はいわゆる部材を指定するのであって、奥瀬アトリエの指定という言い方は疑問がある。だけど、奥瀬家全体からしていくと、これを解体することはもちろん大変だけでも、これを再建するとなると、すごい金額がかかる。指定するのは簡単だ。みんなで賛成したらそれでいい。だけどその辺の検討を私は今日皆でしていただきたいと思う。

(事務局)

事務局としては、即日答申していただくのが一番いいと思っている。今後の流れとしては、ここで指定をするという答申をいただいた場合については、次に教育委員会会議の議題にあげる。そちらの方で教育委員の方に諮って、そこで議決をいただいた後に、改めての指定という形になる。教育委員会会議については一番早い時期で11月にあるので、11月にかけてであれば理想と考えている。そこで承認されたとして告示するのが12月頃。それが今考えられる一番速い流れになっている。

(内藤会長)

解体には間に合うのか。

(事務局)

解体は始まっているかもしれない。実際解体が決まっているものについて、指定ができるのかということもある。先ほど言ったように解体した後に、部材を指定するっていうのが、良いのか否か。そういったところも含めて今日皆様にいろいろご意見を伺いたい。

(内藤会長)

部材の塊で旧奥瀬アトリエと言われても、普通の人は追いつかないのではないかと。

私は建築の専門家でないが、先生方の話を聞けば、建築っていうのはあくまで地面に立ってなんぼであって、これが壊されたら、それを「旧奥瀬家」であるとか、「奥瀬家部材」というのであればわかる。我々の専門の仏像だって寄木をバラバラにした場合、部材が指定と言われても、ただの部材だよなとしか考えられない。

(笹森委員)

部材を取っておくという話が出てきたとき、指定する前に将来建て直すということで、部材を保存していた例を、私が知っているだけでもさいたま市内で二例くらいある。それは結局、20年30年たったら回しにされた後、最終的に、処分されたとか、部分的にどこかで展示される結果となった。全国的に見ても指定だった建物が解体されて、結局指定名称を部材に変えて、博物館の中に提示されたということを知ったことがある。だからこういうことをするのであれば、将来のルールが見えないと、30年後40年後の委員会なり委員、事務局が結局そういう苦渋の決断をしなければならないという可能性もある。今考えられる理想の流れを聞かせてほしい。

(渡辺委員)

最短で、指定が教育委員会会議後の日付になると思う。早くて12月か。その時はぎりぎりまでまだ立っているという形だと思うので、現状変更の手続きに入る。文化財になりました、即刻現状変更となる。

(内藤会長)

先日の協議の波多野先生の話の洞雲寺の件だと、現状変更の申請も出てないわけで、近い過去にそういう例があって、それで今回だけ現状変更するというのはいかがなものか。現状変更というのは別に悪くはないけど、だったらこっちの場合はどうするのかという話も出てくる。

(渡辺委員)

おっしゃるとおりだが、今回その轍を踏みたくはない。そうすると、文化財指定がその告示の日である。そしてすぐに現状変更の手続きに入って奥瀬家住宅は、旧がつく形になり、部材になる。多分その段階で、現所有者からの寄贈を受けるという形となる。そして解体材が旧与野公民館の一室に収められる。その後移築先をどこにするかというのは、内藤会長がおっしゃられたようにあっちこっちだと周囲の人々の様々な思いがある。それを決めなければならないが、その移築再建の費用をどうするかということもある。これはたまたま文化財保存活用地域計画の策定を今やっている。それが文化庁の認定を取ったらその期間中の7年の間に手を挙げて、申請をすれば、補助を受けることが可能になる。大型予算を取るのがもうおそらくほとんどこれが文化財に関する最後のチャンスではないかと思っているので、そうしたところから申請をして、補助をいただいて、しかるべきところに活用を含めて移築保存する。維持費くらいはやはりその建物で収益があった方がいいという考えもある。取らぬ狸の皮算用ではあるが、何にも計画がなくて、この話が進んでいるわけではない。

さいたま市には岩槻城の城門をどうするかなど、ほかにも問題がありこのような機会がないと解決が図れないと考える。机上の空論で、全く何もあてがないところで、とにかく大切だから取っておいてという話をしているわけではない。さいたま市が文教都市であるためには、これが本当に勝負どころだ。それはご理解いただきたい。

(内藤会長)

しかしその申請がとおるかは別の話だ。

(事務局)

寄贈という話が出たが、寄贈に関しては所有者と話をしていない。

解体費用については所有者が再建前提の解体費用を出すということで、了承を得ている。

(笹森委員)

奥瀬家の費用で解体して、寄贈になり、保存しておいて、国の制度における補助金の申請でお金が入れば、それで建て直す。あとは場所の問題ということか。

(渡辺委員)

国交省の P P I F を使うようにと、隈研吾先生から進言があった。それは建蔽率を上げられる条項がある。お知恵をあちこちから拝借している状態だ。隈氏は今浦和駅周辺まちづくりの関係の会長をやっているため、要望書に名前をちょうだいしている。

(老川委員)

浦和画家のアトリエは残っているものはあまりないわけだ。だからこれは建築物ではあるけれど、もう一つは、さいたま市の近代における非常に貴重な歴史的な資料。取らぬ狸の皮算用で希望があるという話があったが、もしそれが無理であっても、これは文化財指定しないというのは委員会としてはおかしいと考える。要するにさいたま市が費用を出して、どこかに移築すれば何の問題もないわけだ。その費用を出せないと言うが、金がないわけがない。出さないだけ。他の文化行政にはたくさん使っている。今回のような歴史的な資料はなくなったらそれまでだ。だからできる限りいろんな助成金をもらうことはやるとして、再建するにはいくらぐらいかかるものか。

(波多野委員)

数千万だ。

(老川委員)

130 万の政令市であるさいたま市が、そのぐらいのお金出せないのか。

(事務局)

建造物の修繕についての予算を毎年担当者として頑張っ確保しようとしているが、なかなか難しい。

(老川委員)

仮に、そうだとした場合、委員会としてはお金がかかるから指定しないという結論は出せないと思う。委員会としてはこうだけど市はやらないっていうのはもう、市の不作為である。

(内藤会長)

だから私も反対ではない。しかしその後のことも考えると、ほったらかしになる可能性が非常にある。そうすると文化財保護の立場からしても、ほったらかしというのは問題と考える。

(老川委員)

会長のおっしゃることはよくわかる。

(波多野委員)

先ほど担当者が、寄贈を受けるかどうかというところで言葉を濁した。これはもう寄贈を受けるしかない。少なくとも市は保管場所を提供する。誰かの私物がそこに置いてあるわけにいかないはず。ところが、そうやって言葉に濁すのは、例えば市の事情がある。その市の事情みたいなものを、この委員会では、オープンに話して、間に担当者が挟まる状況ではなくて、上の決断に持っていくのが審議会の役割だと思う。部長が実物を見ていいものだと分かったときに、予算のすべては難しいとかそういう答えではなくて「やりましょう」と言って欲しい。まずそこだけだ。

指定したけど実現しなかったら文化財保護審議会は恥だからやめてしまおうという方向で話をされていらないというのは理解している。だからぜひ、何とか、審議会は敵じゃなく一緒にやる仲間だと信じて、市は覚悟してほしい。

(事務局)

寄贈しないと市のところに保管できないという点についてだが、所有者が持っていて市で預かれるということは、やり方としてできると思っているのでそこは別のやり方で進めていこうと思っている。

(波多野委員)

議論をそっちに進めないで、今後市の責任で再建しますという方向を今ここで示すべき。まだ予算は決まらないけど、市のものなのだから責任取りますという議論に進まないかというお願いだ。

(事務局)

笹森委員も言っていたように、今までに、保管していた解体部材を処分するという前例がある。そのため、戦略的に考えていかないと、教育委員会だけでは復元というところまで断言できないので、ひとまず指定までと考え今回諮問に至っている。

結局今の段階だと、教育委員会では、これがすばらしいものだというのはわかっているが、他の観光、建築、都市といった部署のところで、そもそもどれぐらい価値があって、何なのかというのが、一番始めにきてしまう。それが指定されていけば、市で指定されている文化財という貴重なものということで、先に話が進んだりするが、今の段階だと、個人が所有している建物をどこかへ移築してほしいと言っているだけになってしまっているので、まず価値付けというところで一歩進めたい。

(笹森委員)

寄贈先は教育委員会ではなく、市宛にしたいということか。博物館で以前、教育委員会宛ではなく、市長宛で寄贈を受けたりするなど、長い間にはあったと思う。そうすると、寄贈決裁を市長にあげていって途中で崩れてしまったら、指定にしたけど、寄贈にできなかったということにはならないか。それとも寄贈を受ける先は教育委員会で、そのうえで指定文化財であるということで庁内に話を持っていく。どちらか。

(事務局)

繰り返しになるが、今後、例えばまちづくりとか、観光とか、そういうところと連携して或いはその元で動いていく可能性があると考え。

(笹森委員)

寄贈先はどうかとかいうこともまだ検討中ということで理解した。

(茂木委員)

建築物として、いかに価値があるかという説明をするよりも、鎌倉武士に浦和画家という言葉が、もう昭和初期にあり、それがずっと続いている。これこそが、目に見えない資産だ。こういうストーリーがあるというのは、具体的なもので残すというチャンスは今ここで逃がすのか獲得するのかまさに先生がおっしゃった瀬戸際だなというふうに思う。このストーリーにお金を出すというのは、文化財の活用という国家が推進していることに乗ることなので、これはさいたま市として、教育委員会において、全力で獲得すべきものだというふうに思う。あわよくば、今度新しく新都心の方にさいたま市が移転しようという計画があるが、このところの一角にでも、アトリエを移築して覆いをかぶせて、その横の方にちょっとカフェとか小さいレストランとか作って、市役所に来ればそこでちょっと見学をして、カフェでお茶を飲んで帰っていくっていうちょっとしたピクニック気分を味わえるのではないかと。そういう演出が必要だ。

(内藤会長)

ここまでに結構いい意見が出ていると感じる。他に何かあるか。

(山本委員)

先ほど口頭で要望書のことが触れられたが、具体的にどういう要望が出されているのかわからない。文書があるのか或いは話を聞いているのか。それを踏まえないといけないと思う。

(事務局)

#### 【要望書について説明】

要望書に先生の見解が添えられており(資料11ページ)、最後に賛同者ということで、署名をたくさんちょうだいしている。

(山本委員)

今なされているのは指定の要望だけということでしょうか。そのあとどうするかとか、寄付するとかという話はされていないということか。それは例えばこちらから打診しないといけないということか。

例えば解体がまだ当分されなくて維持されるというのだったら別だが、もう解体が始まるということで、持ち主が解体しなくてはいけない。でも指定して欲しい。その要望はすごく急だと感じる。だから市も困っている。指定をして欲しいけど、壊しますということを同時に言っている。この辺の事情が分からなかったが、先生方の話を聞いていると、当然これはすごく価値があって指定するということには全然反対ではないが、そのあとどうするか



ということを、ある程度提示していただいた状態で、これでいきたいということであれば、なんの異存もなく指定ということになると思う。先ほどそういう展望があるという話であったのでそういう方向で一致するのであれば、私としては問題ない。

(内藤会長)

現状変更が出てくると思うが、指定名称は変わらないということによいですね。

(波多野委員)

解体について調査費という名目でもいいから、市が負担してくれればいい。通常の解体との差額全部とならなくとも。市がやる気を出してくれたら所有者は大喜びだ。何かそういう一緒に協力していくという雰囲気が漂って欲しい。

(重田委員)

解体費用について所有者が捻出することだが、指定すると公にすることになるわけだから、建っているうちに寄贈を受け、市の責任で解体したほうが私はいいと思う。

(渡辺委員)

現在 1100 万の見積もりだが、圧縮してほしいという話をしていた。普通に機械解体をする場合とそうではなく丁寧に壊す場合の費用の差額は、公的なところから出すべきだというのはさんざんやったが、答えはイエスではない。

(波多野委員)

何とかどんな理屈でもいいから、所有者とシェアをしたいという気持ちがある。与野の倉庫まで運ぶ費用でもいいし、どんな理屈でもいい。絵がどのぐらいの価値があるのかわからないが、かなりの金額で資産登録もされていると聞く。最終的には建物と一緒に、絵が飾れなかったら価値が大分減るわけだ。関係が良ければ寄付が受けられるかもしれない。悪ければ、散逸するかもしれない。その辺まで含めると、文化財保護課と所有者の関係をどれだけ良くするか。そのためには、調査費 10 万円でもいいからつけて欲しいと私は思っている。

(渡辺委員)

これからの関係はすごく重要だと思う。気持ちの問題がやっぱり結構ある。

(事務局)

財政当局からも言われているのが、予算措置には、事前に計画が必要だということ。この件は 6 月に、急に解体費用を負担して欲しいという話だった。費用負担の話を、今年度になってから持ってこられても対応は困難だ。

(老川委員)

今の内部の話としてはすごくわかる。他の部署もみんなそうなのだろう。財政当局を慮っているというか、要するに、この事業やるのに、やっぱりこれが必要なのだということをもっと主張しないと駄目なのではないか。さいたま市の財政が許さないからやめようとか、そんなこと言っていたら、進歩しない。規定に「予算の範囲内で文化財保護する」と明記するとか、1000 万超えない範囲でとか何かそういうルールを作っていないとおかしいのではないか。

(事務局)

予算の範囲内ということになっている。

(老川委員)

予算というのは、どのぐらいか

(事務局)

補助金に関しては、1000 万を超えたことがここ数年はない。指定文化財に対しての補助金としては、大体 300 万程度で推移している。

(内藤会長)

300 万というのは、文化財の管理費用でよいか。

(事務局)

修理費用や後継者育成なども含むものだ。

(内藤会長)

そうなると結論は、これは指定しましょうと。後はお任せしましょうということになってしまう。

(笹森委員)

要するに、所有者に寄贈の意思があるのかないのか、寄贈するのは教育委員会がいいのか、市がいいと思っているのか、それから解体費用は普通より余計かかるが、それを払えるのかどうか。それを確認する必要がある。そうでなければ、指定し、解体しました。けれども復元ができない状態の解体になってしまったといった際は、指定したことが恥になってしまう。それだけではないように、解体費用の差額をあと 2 か月で調達できるのかどうか。

(事務局)

解体費用に関しては、先日も、所有者の方と話をして市からは出ない旨伝えた。

(笹森委員)

所有者は 200 万ぐらいと思っているかもしれない。

(事務局)

見積書を見せてもらっている。できればもっと安価で行いたいが、良い業者をしらないかというような相談を受けている。

(笹森委員)

指定して、相手に解体してもらって、それで寄贈という流れか。

(事務局)

寄贈に関しては何も話しは出ていない。

(内藤会長)

解体はもう決まっている。それに対して、例えば波多野先生とか渡辺先生とか、事務局は立ち会うのか。

(渡辺委員)

現状変更になるので、見ることになる。ずっといるわけではないが、基本的なところは確

認をすることになる。

(内藤会長)

そうすると、復元を前提に解体しているかどうかもわかるわけか。

(渡辺委員)

そうだ。もちろん。

(山本委員)

5 ページのところ、12 月までに解体を終えることになっているが、始めるのはいつか。

(渡辺委員)

11 月の半ばがリミットだ。

(山本委員)

ここで指定を決めたとしても、最終的に決まる頃にはもう始まっている。

(渡辺委員)

そうだ。まだ形はあるかもしれないが。

(笹森委員)

その復元を前提とした解体というのは、日にちはどれぐらいかかる。

(渡辺委員)

あの規模だと、最短で1ヶ月半だ。

費用のところ、まだ折り合いがつかないで、ぎりぎりまで待ってもらおう。予定では11月半ばからと聞いている。12月の末までに終えるためには、11月半ばには始めないといけない。

(内藤会長)

くどい様だが、これを復元する場合に、アトリエ周りなのか、トイレから台所など全部入れた範囲なのか。

(渡辺委員)

資料 20 ページ。安野先生が取った図面だが、1 階をご覧いただくと、奥瀬家住宅の東南部に出っ張りがある。これは昭和 40 年代の増築なので、この部分は壊してしまう。指定範囲に入らない。会長が言われているように、アトリエ周りが一番大切なので、この正方形のところが指定範囲となるものとする。

住居部分については、古民家の材を使っていて、もっと古い。そのため柱が三尺しかない。細い柱でできているということだ。古いといえば価値はあるが、傷みが結構ある。ここについては、諦める。復元を見据えた手壊し解体をするのは、アトリエ周りということだ。範囲はアトリエ周りの三間四方でいいかということ、ここに梁が渡っているのでそういうわけにいかなくて、五間四方の、正方形区画のところになる。解体費用はそれで見積もりしている。復元しない部分は、機械壊しだ。ただ接続を切るのはすごく丁寧にやる必要がある。ユンボでガサッと壊せばいいという話にはならない。

(内藤会長)

そうすると、これを復元するときに、天井が高い浦和博物館に持って行ってやることもできるか。

(渡辺委員)

それについては随分前に担当者に相談しており、私も同じことを考えた。要するに内装の復元だ。それだとそんなに移築費用もかからない。建物の管理そのものがなくなるので、すごくいいだろうということで話をしたが、浦和博物館はリニューアルしたばかりで、そのような形でのスペースがないそうだ。

(内藤会長)

文化的、歴史的な意義を加えていくと、浦和博物館は旧埼玉師範学校だ。そういう意味では、極めて意義のある建物だ。半分冗談だが、次のリニューアルの時でもいいのではないか。何年ごとにリニューアルしているかわからないが、30年、40年後ではないだろう。

(渡辺委員)

それも一つの案だとは思う。今回は一つの建物としてどこかの公園などに移築して利活用するのがいいというふうに考えている。それも文化庁の認定を受けて、何億か予算を取ってというところから始まって、とてもたくさん溜まった宿題をさいたま市が一気にクリアできるかという瀬戸際なので、それをやりたい。それがうまくいかなかった場合は、会長が言ったとおりでと思う。建造物の中にアトリエ内部を再現するという方法もある。ただ、セカンドベストまたはサードベストと考える。

(内藤会長)

建築の専門家ではない我々からすれば、アトリエが大事なのであって天井裏などなくていいという意識がなくはない。

(波多野委員)

玄関や応接室の意匠レベルが非常に高いので、なるべくなら一緒に復元したい。

(内藤会長)

そろそろ締めの方に持っていきたいと思うがいかがか。

(波多野委員)

今回の結論は多少ファジーなままで出さざるを得ないが、今後前に進める見通しが欲しい。例えば会長が市長に会うといったことが必要ではないか。

(事務局)

今考えているのは、今回答申をいただく際に会長から教育長に答申書を直接渡してもらう形だが、いかがか。

(内藤会長)

問題ない。

(事務局)

では正式に会長から教育長に渡していただく形で調整する。

(内藤会長)

答申書の内容は、指定文化財として指定するというだけか。条件をつけるのか。

(事務局)

「指定すべき」という内容になる。

答申書授受の日程については、教育長の予定を確認して後日連絡させていただく。

(内藤会長)

答申書を教育長に渡して、それが今度はさらに、教育委員会に行くわけか。

(事務局)

そうだ。教育委員会会議にかけられる。

(老川委員)

ここで話された内容を会長から教育長に伝えていただく必要があるのではないか。

(事務局)

答申書を渡していただく際どれぐらい時間が取れるかわからないが、その時にこういう意見もあったと会長から直接伝えていただければと思う。

以上